

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		厚生労働省						
法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
労働安全衛生総合研究所	研究開発型	労働安全衛生に関する調査研究	—	—	—	—	・平成18年4月に産業安全研究所と産業医学総合研究所の2つの研究所を労働安全衛生総合研究所として統合し設置された9研究グループを更に安全、健康、環境の3研究領域への区分けを行い、今後各領域内外で学際的な研究業務を実施する。 ・総務部門の効率化等により、中期計画中に研究職以外の常勤職員を6名削減する。 ・統合に伴い、労働安全衛生重点研究推進協議会を設置し、産業安全衛生に一元化した研究戦略を策定する。 ・各研究について、内部評価会議、外部評価会議（事前、中間、事後）等の評価を踏まえ、民間機関や他の公的機関との研究内容の重複排除、研究内容の重点化、次年度の研究費を配分する等の効率的な研究マネジメントを行う。 ・独立行政法人として真に担うべき研究項目への重点化として、基盤的研究を継続的に削減し（平成18年度及び平成19年度で基盤的研究課題を20％以上減少）、社会的ニーズ等を踏まえたプロジェクト研究への重点化を図る。	・平成18年4月に産業安全研究所と産業医学総合研究所の2つの研究所を労働安全衛生総合研究所として統合し設置された9研究グループを更に安全、健康、環境の3研究領域への区分けを行い、今後各領域内外で学際的な研究業務を実施する。 ・総務部門の効率化等により、中期計画中に研究職以外の常勤職員を6名削減する。 ・統合に伴い、労働安全衛生重点研究推進協議会を設置し、産業安全衛生に一元化した研究戦略を策定する。
	資産債務型	研究用施設の保有	—	—	—	—	—	

※整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「市場化テストの活用」、「他方人への移管・一体的実施」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		府省名	厚生労働省	
沿革	平成13年4月 独立行政法人産業安全研究所 平成13年4月独立行政法人産業医学総合研究所		→	平成18年4月 独立行政法人労働安全衛生総合研究所	
役職員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）		役員数			職員数（実員）
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	
		3人	3人	0人	119人
国からの財政 支出額の推移 （17～20年 度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般会計	872	798	820	822
	特別会計	2,149	2,114	2,090	1,950
	計	3,021	2,912	2,910	2,772
	うち運営費交付金	2,528	2,477	2,514	2,521
	うち施設整備費等補助金	493	420	396	251
	うちその他の補助金等	0	15	0	0
支出予算額の推移（17～20年度）（単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般勘定	897	830	848	822
	労働福祉事業勘定	2,149	2,100	2,090	1,950
	合計	3,046	2,930	2,938	2,772
		平成17年度	平成18年度		
利益剰余金 （又は繰越欠 損金の推移） （17・18年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度		
	一般勘定	336	8		
	労働福祉事業勘定	188	1		
	合計	524	9		
	発生原因	5年分の運営費交付金の債務残高、受託研究の収支の残、施設貸与収入、知的財産権収入、講師謝金等の収入があったため。		受託研究の収支の残、施設貸与収入、知的財産権収入、講師謝金等の収入があったため。	
	見直し案				
運営費交付金 債務残高（17・18年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度		
	一般勘定	340	30		
	労働福祉事業勘定	201	73		
	合計	541	103		

行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般勘定	917	826	798	803
	労働福祉事業勘定	2,271	2,249	2,188	2,215
	合計	3,188	3,075	2,986	3,018
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）		—			
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）		中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、効率的な執行を図り、経費節減につとめた結果、計画の範囲内で予算の執行ができた。			
		予算額(18')	決算額(18')	執行率	
		人件費 1,234,984千円	1,164,456千円	94.3%	
		一般管理費 289,069千円	278,177千円	96.2%	
		事業費 892,237千円	882,030千円	98.8%	

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称					
	所在地					
	職員数					
	支部・事業所等で行う事務・事業名					
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)				
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)				

第1横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型			研究開発型	資産債務型
事務・事業名			労働安全衛生に関する調査研究	研究用施設の保有
事務・事業の概要			労働者の安全および健康の確保に資することを目的として、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾患の病因、診断、予防その他の職業性疾患に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行う。 また、厚生労働大臣の求めに応じて労働安全衛生法第96条の2に規定する労働災害の原因の調査及び立入検査を行う。	研究用施設の保有
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対平成19年度当初予算増減額)	支出予算額 (対平成19年度当初予算増減額)	一般勘定	2,772百万円 (△138百万円)
			労働福祉事業勘定	822百万円 (△26百万円)
			合計	1,950百万円 (△140百万円)
				2,772百万円 (△166百万円)
事務・事業に係る定員（19年度）			119名	
(1) 事務・事業	①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のコスト、人員等)	同種の事業を実施している民間主体はない	
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	労働災害、職業性疾患等を予防するための科学的知見及び技術的支援が得られなくなり、労働の現場において、国民の生命、健康に深刻な影響を与える。	主要業務である調査研究が実施できなくなる。
	②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要な事務・事業である。	主要業務である調査研究に必要な不可欠な施設の保有。
	③	事業開始からの継続年数	産業安全分野は昭和17年、労働衛生分野は昭和24年より調査・研究業務を行っているが、調査・研究のテーマは労働現場のニーズに即して不断の見直しを行っている。	
		これまでの見直し内容	○安全・安心への社会・国民ニーズに対応するため、労働現場における課題等に即して調査・研究のテーマについて不断の見直しを行っており、平成12年にまとめた21世紀における労働衛生研究に関する国家戦略に基づいて研究を推進してきたが、統合を機に安全分野の戦略も策定しつつある。 ○原因や態様が輻輳化しつつある労働災害・健康障害に工学的及び医学的側面等から総合的に対応する等のため、平成18年4月に産業安全研究所と産業医学総合研究所を統合し、労働安全衛生総合研究所とするとともに役職員の身分を非公務員とした。これにともない、機動的な研究体制とするため、研究部を3領域に編成するとともにグループ制に変えた。また、ニーズが増大している労働災害調査と国際的研究振興のための組織強化を行うなど全般的な見直しを図っている。	
	④	国の重点施策との整合性	労働現場のニーズに対応した調査研究及び労働災害の原因調査等により国が定める労働災害防止計画に基づく各種対策を推進する上で必要となる科学技術的知見を提供しており、国の重要施策と緊密に連携が図られている。 また、第三期科学技術基本計画の戦略重点課題である安全・安心への社会・国民ニーズを労働環境において実現するための調査研究を担っている。	
	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	当該事務・事業の受益者は全ての事業者及び労働者であることから、受益者を特定し、受益者負担で実施することは困難であるため、国の財政負担において実施している。	
		財政支出への依存度 (国費／事業費)	100%(国費:2,771,324千円／事業費:2,772,038千円)	

のゼロベース での見直し	②	これまでの指摘に対応する措置	別紙 1 に記載	
	③	諸外国における公的主体による実施状況	英国、ドイツ、フランス、米国等の欧米先進諸国のみならず韓国、中国、タイ、フィリピン、マレーシア等の開発途上国においても公的主体が労働安全衛生に関する調査研究を行っている。 欧米先進国の公的主体の名称(a)、規模(b)、予算(c)、人員体制(d)は次の通りであり、いずれも国を代表する労働安全衛生の総合的中核的大規模研究機関である。 【英国】 (a)独立行政法人(executive agency)健康安全研究所(HSL)、(b)3大研究部門に計19研究ユニット、その他5管理部門で構成、(c)約65億円(27ミリオンポンド)、(d)約387名 【ドイツ】 (a)連邦職業安全衛生研究所(BAuA)、(b)6大研究部門に52研究ユニット、その他研究管理・事務関連11ユニットで構成、(c)不明、(d)約580名 【フランス】 (a)国立労働安全研究所(INRS)、(b)6研究部門、1情報部門、1研修部門、4管理部門、3業務・サービス部門で構成、(c)約129億円(80ミリオンユーロ)、(d)約700名 【米国】 (a)国立労働安全衛生研究所(NIOSH)、(b)9大研究部門に計39研究ブランチで構成、(c)約295億円(250ミリオンドル)、(e)約1400名。 【日本】 (a)労働安全衛生総合研究所(JNIOHS)、(b)2管理部門、2センター、9研究グループで構成、(c)約29億円、(d)約120名、であり、規模、予算、人員ともに欧米先進国にはるかに及ばない。	
	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	当該事務・事業によって得られた成果は国の政策、法令、基準等に着実に反映されると共に、研究所のガイドライン、報告書等種々の形で事業場に周知されて、労働災害や職業性疾病的の予防に役立っている。さらに、同種労働災害防止のための詳細な災害原因調査を実施しており、これらの結果として労働災害や職業性疾病的の減少が図られていることから、財政支出に見合う十分な効果が得られている。	
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		労働者の安全及び健康を守るための事務・事業であり、真に不可欠である。	研究用施設の保有は必要不可欠である。
	事務・事業の見直し案（具体的措置）		・平成18年4月に産業安全研究所と産業医学総合研究所の2つの研究所を労働安全衛生総合研究所として統合し設置された9研究グループを更に安全、健康、環境の3研究領域への区分けを行い、今後各領域内外で学際的な研究業務を実施する。 ・総務部門の効率化等により、中期計画中に研究職以外の常勤職員を6名削減する。 ・統合に伴い、労働安全衛生重点研究推進協議会を設置し、産業安全衛生に一元化した研究戦略を策定する。 ・各研究について、内部評価会議、外部評価会議(事前、中間、事後)等の評価を踏まえ、民間機関や他の公的機関との研究内容の重複排除、研究内容の重点化、次年度の研究費を配分する等の効率的な研究マネジメントを行う。 ・独立行政法人として真に担うべき研究項目への重点化として、基盤的研究を継続的に削減し(平成18年度及び平成19年度で基盤的研究課題を20%以上減少)、社会的ニーズ等を踏まえたプロジェクト研究への重点化を図る。	
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)				
理由		労働者の安全及び健康を守るための真に不可欠な事務・事業であり、同種の事業を実施している民間主体はないため。		
民営化の可否		否		
事業性の有無とその理由				

(2) 事務・事業の 民営化の検討	可	民営化を前提とした規制の可能性・内容				
		民営化に向けた措置				
		民営化の時期				
	否	民営化しない理由		①労働現場で発生する災害や疾病の予防に役立つ調査・研究を行い、その結果を国の政策に反映するとともに、全国の事業場に普及することで成果を得るものであり、採算性も見込めず、適当な民間主体も存在しないこと。 ②長期的、継続的に研究を行う必要があり、専門的な実験施設や人材が必要であること。 ③対策を提示するための研究であり、必ずしも大学が追求する基礎学術成果につながるものではない場合が多いこと。 ④主要業務の一つである災害調査は、中立性・公正性・即応性(事故調査委員会ではなく常設機関が必要)が必要不可欠であること。 ⑤直接の受益者は不特定多数の労働者であり、対価の収受も難しく、採算性も見込めないこと。	研究用施設の保有は調査研究と一体的なものであるため。	
(3) 官民競争入札等の積極的活用	該当する対象事業		e 広報・普及啓発			
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否		否		
		可	入札種別（官民競争／民間競争）			
			入札実施予定時期			
			事業開始予定時期			
			契約期間			
		否	導入しない理由		研究成果の普及啓発を図るために、インターネットによる情報発信、学術誌の発行、一般紙への寄稿、講演会の開催等を行っているが、これらの普及啓発活動は、研究の企画、実施、結果の普及啓発という一連の流れの中に位置づけられるものであり、単なる客観的情報を提供するものではなく、研究の背景、内容、成果等を理解した上で、その内容が十分に理解され普及されるようにする必要があることから、基本的には実際に研究を実施している研究所において実施する必要があるが、普及啓発業務の一部である刊行物(年報、ガイドライン、研究報告書等)の作成についてはすでに民間への外注化を実施しており、さらに外注化が可能なものがあるか検討することとする。	
(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容					
	移管	移管の可否		否		否
		可	移管先			
			内容			
			理由			
		否	移管しない理由		同種の事業を実施している法人はない。	研究用施設の保有は調査研究と一体的なものであるため。
	一 体 的	一体的実施の可否		否		否
一体的に実施する法人等						

	体的 実施	可	内容		
			理由		
	否	一体的実施を行わない理由	同種の事業を実施している法人はない。	研究用施設の保有は調査研究と一体的なものであるため。	

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否		
	理由		
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	廃止、民営化等を行わないが、以下のような組織、体制の見直しを行う。 ・平成18年4月に産業安全研究所と産業医学総合研究所の2つの研究所を労働安全衛生総合研究所として統合し設置された9研究グループを更に安全、健康、環境の3研究領域への区分けを行い、今後各領域内外で学際的な研究業務を実施する。 ・総務部門の効率化等により、中期計画中に研究職以外の常勤職員を6名削減する。 ・統合に伴い、労働安全衛生重点研究推進協議会を設置し、産業安全衛生に一元化した研究戦略を策定する。	廃止、民営化、他の法人への移管等の見直しは行わない。
	理由	労働者の安全及び健康を守るための真に不可欠な事務・事業であり、同種の事業を実施している民間主体はなく、民営化も困難であるが、平成18年4月に産業安全研究所と産業医学総合研究所それぞれの調査・研究の実施体制を見直した上で統合したところであり、今後も必要な見直しを行い、効率的な運営を行っていく。	研究用施設の保有は調査研究と一体的なものであるため。

2. 運用の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき公表を行っている。																		
	役職員の給与等の対国家公務員指数 (在籍地域・学歴構成、在籍地域・学歴構成によるラスバイレス指数)		(事務・技術職種)在籍地域:108.5、学歴構成:105.6、在籍地域・学歴構成:107.2 (研究職種)在籍地域:92.6、学歴構成:92.0、在籍地域・学歴構成:92.5																		
	人件費総額の削減状況		平成17年度の「最広義人件費」:1,349,427千円(旧産業安全研究所と旧産業医学総合研究所の合算値) 平成18年度の「最広義人件費」:1,235,665千円 最広義人件費削減率:△8.4%																		
	現状(平成19年4月1日現在)		中期計画に基づき、運営費交付金の算定ルールで予算を作成し業務運営を行っている。 <table><tr><td></td><td>予算額(18')</td><td>決算額(18')</td><td>執行率</td></tr><tr><td>人件費</td><td>1,234,984千円</td><td>1,164,456千円</td><td>94.3%</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>289,069千円</td><td>278,177千円</td><td>96.2%</td></tr><tr><td>事業費</td><td>892,237千円</td><td>882,030千円</td><td>98.8%</td></tr></table>				予算額(18')	決算額(18')	執行率	人件費	1,234,984千円	1,164,456千円	94.3%	一般管理費	289,069千円	278,177千円	96.2%	事業費	892,237千円	882,030千円	98.8%
		予算額(18')	決算額(18')	執行率																	
人件費	1,234,984千円	1,164,456千円	94.3%																		
一般管理費	289,069千円	278,177千円	96.2%																		
事業費	892,237千円	882,030千円	98.8%																		
②一般管理費、業務費等 効率化目標の設定の内容・設定時期		中期目標期間終了時まで、運営費交付金を充当して行う事業については、一般管理費及び事業費(それぞれ退職手当を除く。)について、平成17年度運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて一般管理費は15%、事業費は5%に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。 設定時期 平成18年4月1日																			

	③民間委託による経費節減の取組内容		警備、庁舎管理業務等については、一般競争入札により民間に委託し、経費節減を図っている。			
	④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		所内LANを活用して研究業務及び管理業務の効率化を図っている。			
(２)独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		国に準じて財務諸表、随意契約の基準等をホームページで公開するとともに、一定金額を超える随意契約については理由等詳細を公開している。			
	見直しの方向		特になし			
	関連法人	名称				合計
		契約額				
		うち随意契約額（％）				
		当該法人への再就職者（随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）				
	関連法人以外の契約先	名称	上位10法人について別紙に記載			
		契約額				
		うち随意契約額（％）				
		当該法人への再就職者（随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）				
(３) 随意契約の見直し	別紙２「独立行政法人における随意契約の見直しについて（依頼）」（平成19年8月19日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡）に記載					
(４) 保有資産の見直し	別紙３に記載					

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標	現状	労働安全衛生に関する調査・研究は、その成果が国の政策や事業場の対策に反映されることで評価されるべきであることから、労働現場のニーズに沿った研究の実施、成果の積極的な普及・活用等を中期目標に掲げているところであり、その中の一つに、数値的な指標として学会発表数及び論文発表数を設定している。
----------	----	---

目標の明確化	今後の取組方針	目標の明確化の一環として、例えば行政施策等への反映度などの新たな定量的指標を加えることについて、今後検討する。	
(2) 国民による 意見の活用	現状	国際情報・労働衛生研究振興センターを中心として、独法評価委員会、外部研究評価会議、労働安全衛生重点研究推進協議会、各種講演会、交流会、研究所一般公開、インターネットや各種刊行物等を通じて各層からの情報を収集している。これらの情報を考慮して研究計画が立てられ、その計画及び成果が評価されている。	
	今後の取組方針	引き続きこれらの活動を充実させていく。	
(3) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	組織規定や業務方法書の整備のほか、多岐にわたる独立行政法人業務の業務責任者を任命して理事長を中心とする柔軟で効率的な業務運営を図っている。また理事長直属の法令遵守、個人情報保護、研究倫理、セクハラ・パワーハラスメント・モビングの担当責任者を配置して内部統制の強化に努めている。さらに関係法令・諸規程の遵守について職制を通じた指導と、所内研修を行っている。	
	今後の取組方針	さらに研修を充実させ、指導を徹底する。	
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果		
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況		
	今後の取組方針		
(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）		
		財源	金額
	共同研究資金	12件（民間及び国から依頼のあった研究）	37,692,885
	利用料	施設貸与及び機器貸与	552,056
	寄付金		
	知的財産権	6件 2種類（特許権、著作権）	373,137
	その他	講師謝金等	8,692,472
	計		47,310,550
	見直し案		受託研究等の自己収入の充実を図る。また、研究所が保有している知的財産・貸与施設設備の広報をさらに積極的に行う。
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例		ホームページの充実を図り、研究成果等掲載する量を増やした。
	今後改善を予定している点		メールマガジン、和文学術誌を発行する。
その他			

(別紙 1)

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し ②これまでの指摘に対応する措置

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
労働安全衛生総合研究所	研究開発型	労働安全衛生に関する調査研究	平成18年度	2法人の事務・事業を一体的に実施(平成16年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会	①	平成18年4月1日に、産業安全研究所と産業医学総合研究所を労働安全衛生総合研究所として統合した。
			平成18年度	非公務員化(平成16年度)		①	平成18年4月1日から、労働安全衛生総合研究所への統合に伴い、非公務員とした。
			平成18年度	学際的な研究を実施するとともに、行政ニーズの高い重大災害の防止対策など独法として真に担うべきものに重点化(平成16年度)		①	産業安全分野と産業医学分野との間で学際的な研究を実施するとともに、基盤的研究を減少させ、プロジェクト研究への重点化を図った。
	資産債務型	研究用施設の保有		なし			

なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

関連法人以外の契約先（支出にかかる上位10社）				
	名 称	契 約 額	うち随意契約額 (%) ※	当該法人への再就職者（随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）
1	大栄電気(株)	126,098,280	10.9%	0
2	岩田建設(株)	79,012,500	3.1%	0
3	日本電子(株)	77,595,000	—	0
4	日本電子計算機(株)	56,174,448	—	0
5	東京電力(株)	55,130,134	100.0%	0
6	(株)関電工	51,450,000	—	0
7	日本エフイー・アイ(株)	41,895,000	—	0
8	(株)日本環境ビルテック	38,672,550	0.3%	0
9	(株)桜沢工務店	29,814,292	100.0%	0
10	(株)日本レーザー	26,932,500	—	0
	合計	582,774,704	17.4%	0

※ 随意契約額(%)は、一取引先への契約合計額に占める随意契約額の率である。また、うち随意契約額欄の[—]は、全て一般競争入札によるものであることを示す。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	労働安全衛生総合研究所		府省名	厚生労働省	
資産との関連を有する事務・事業の名称	労働安全衛生に関する調査研究				
資産との関連を有する事務・事業の内容	労働者の安全および健康の確保に資することを目的として、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行う。 また、厚生労働大臣の求めに応じて労働安全衛生法第96条の2に規定する労働災害の原因の調査及び立入検査を行う。				
国からの財政支出額		支出予算額（労働福祉事業勘定）			
対19年度当初予算増減額		対19年度当初予算増減額			
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	上述の事務・事業と関連を有する資産としては、現金及び預金949百万円（平成18年3月31日現在で旧産業安全研究所と旧産業医学総合研究所の合算値）がある。 当研究所としては、金融資産については現金及び預金のみであるので、現時点では、特に見直す必要がないと考えている。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

府省名： 厚生労働省			独立行政法人名： 独) 労働安全衛生総合研究所				
No.	施 設 名 等	区分	所 在 地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
1	労働安全衛生総合研究所 清瀬地区 土地	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6		1	35,302	8,399
2	ガス配合室	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			40
3	車庫	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			57
4	配管等爆発実験施設	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			141
5	安全衛生機器センター 1	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			224
6	安全衛生機器センター 2	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			475
7	粉塵帯電実験室	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			90
8	遮音実験室	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			99
9	附属施設	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			26
10	液体攪拌帯電実験室	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			120
11	機械システム実験棟	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			1322
12	電気室	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			66
13	化学実験棟	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			619
14	危険物倉庫	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			9
15	建設安全実験棟	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			1079
16	電気安全実験棟	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			856
17	環境安全実験棟	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			358
18	放電着火実験室	3	東京都清瀬市梅園 1-4-6	1			60

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

府省名：厚生労働省			独立行政法人名：独)労働安全衛生総合研究所				
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
19	総合研究棟	3	東京都清瀬市梅園1-4-6	1			1161
20	材料・新技術実験棟	3	東京都清瀬市梅園1-4-6	1			1038
21	守衛室	3	東京都清瀬市梅園1-4-6	1			11
22	共同研究実験棟	3	東京都清瀬市梅園1-4-6	1			548
23	労働安全衛生総合研究所 川崎地区 土地	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1		1	22,942	4,675
24	管理棟	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	1			932
25	研究本館	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	1			1,545
26	生物化学実験棟	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	1			794
27	音響実験棟	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	1			196
28	工学実験棟	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	1			919
29	体育用具庫	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	1			6
30	車庫	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	1			58
31	渡り廊下A	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	1			88
32	渡り廊下B	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	1			26
33	渡り廊下C	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	1			14
34	流動研究員棟	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	1			91
35	コンプレッサー上屋	3	神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	1			6

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1	16,795							第一種中高層住居専門地域	60%	200%	23.79%
2	40	1967		39		38	地上1階				
3	57	1973		33		31	地上1階				
4	141	1974		32		38	地上1階				
5	447	1974		32		50	地上2階				
6	475	1974		32		31	地上1階				
7	115	1975		31		38	地上2階				
8	99	1979		28		38	地上1階				
9	26	1979		28		31	地上1階				
10	120	1980		26		38	地上1階				
11	1770	1984		22		31	地上3階				
12	66	1984		22		34	地上1階				
13	1079	1980		26		50	地上4階				
14	9	1985		21		34	地上1階				
15	1431	1988		18		50	地上2階				
16	1444	1990		16		38	地上3階				
17	1090	1990		16		50	地上3階				
18	60	1990		16		50	地上1階				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置（その③）

No.	合 築 等	B / S 価 格（百万円）				正面路線 価（千円）	用途	保有目的
		計	土地	建物	その他			
1		4,434	4,307		127	140～145	9	1（調査研究事業）
2		0.2		0.2			9	1（調査研究事業）
3		0.3		0.3			9	1（調査研究事業）
4		3		3			9	1（調査研究事業）
5		18		18			9	1（調査研究事業）
6		1		1			9	1（調査研究事業）
7		6		6			9	1（調査研究事業）
8		4		4			9	1（調査研究事業）
9		0.3		0.3			9	1（調査研究事業）
10		5		5			9	1（調査研究事業）
11		68		68			9	1（調査研究事業）
12		5		5			9	1（調査研究事業）
13		101		101			9	1（調査研究事業）
14		2		2			9	1（調査研究事業）
15		179		179			9	1（調査研究事業）
16		127		127			9	1（調査研究事業）
17		109		109			9	1（調査研究事業）
18		9		9			9	1（調査研究事業）

実物資産の処分に係わる具体的措置（その③）

No.	合 築 等	B / S 価 格（百万円）				正面路線 価（千円）	用途	保有目的
		計	土地	建物	その他			
19		468		468			1/9	1（調査研究事業）
20		331		331			9	1（調査研究事業）
21		3		3			9	1（調査研究事業）
22		357		357			9	1（調査研究事業）
23		1,931	1,858		73	140	9	1（調査研究事業）
24		244		244			1/9	1（調査研究事業）
25		1,571		1,571			9	1（調査研究事業）
26		525		525			9	1（調査研究事業）
27		39		39			9	1（調査研究事業）
28		169		169			9	1（調査研究事業）
29		0		0.3			9	1（調査研究事業）
30		3		3			9	1（調査研究事業）
31		2		2			9	1（調査研究事業）
32		2		2			9	1（調査研究事業）
33		0.2		0.2			9	1（調査研究事業）
34		10		10			9	1（調査研究事業）
35		0.02		0.02			9	1（調査研究事業）

※No23～35については、平成18年4月1日の数字である。

実物資産の処分に係わる具体的措置（その③）

No.	合 築 等	B / S 価 格（百万円）				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1		4,434	4,307		127	140～145	9	1（調査研究事業）		
2		0.2		0.2			9	1（調査研究事業）		
3		0.3		0.3			9	1（調査研究事業）		
4		3		3			9	1（調査研究事業）		
5		18		18			9	1（調査研究事業）		
6		1		1			9	1（調査研究事業）		
7		6		6			9	1（調査研究事業）		
8		4		4			9	1（調査研究事業）		
9		0.3		0.3			9	1（調査研究事業）		
10		5		5			9	1（調査研究事業）		
11		68		68			9	1（調査研究事業）		
12		5		5			9	1（調査研究事業）		
13		101		101			9	1（調査研究事業）		
14		2		2			9	1（調査研究事業）		
15		179		179			9	1（調査研究事業）		
16		127		127			9	1（調査研究事業）		
17		109		109			9	1（調査研究事業）		
18		9		9			9	1（調査研究事業）		

実物資産の処分に係わる具体的措置（その③）

No.	合 築 等	B / S 価 格（百万円）				正面路線 価（千円）	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
19		468		468			1/9	1（調査研究事業）		
20		331		331			9	1（調査研究事業）		
21		3		3			9	1（調査研究事業）		
22		357		357			9	1（調査研究事業）		
23		1,931	1,858		73	140	9	1（調査研究事業）		
24		244		244			1/9	1（調査研究事業）		d
25		1,571		1,571			9	1（調査研究事業）		b
26		525		525			9	1（調査研究事業）		d
27		39		39			9	1（調査研究事業）		d
28		169		169			9	1（調査研究事業）		d
29		0		0.3			9	1（調査研究事業）		d
30		3		3			9	1（調査研究事業）		d
31		2		2			9	1（調査研究事業）		d
32		2		2			9	1（調査研究事業）		d
33		0.2		0.2			9	1（調査研究事業）		d
34		10		10			9	1（調査研究事業）		d
35		0.02		0.02			9	1（調査研究事業）		-

※No23～35については、平成18年4月1日の数字である。

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No.	1	施設名	労働安全衛生総合研究所(土地)	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法に掲げられた、「労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として、事業場における労働災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の実施に使用している土地であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	2	施設名	ガス配合室	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 平成18年度に解体を行い、現在新施設を建設中である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
0	3	施設名	車庫	用 途	9 (車庫)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 研究所で使用している自動車（災害調査用）等の簡易な整備および保管に使用している土地及び施設であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	4	施設名	配管棟爆発実験施設	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 平成18年度に解体を行い、現在新施設を建設中である。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	5	施設名	安全衛生機器センター1	用途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 国立研究所の時には、防爆機器（ガス等の爆発危険のある環境で使用する。）の研究開発検定業務に使用していたが、独法後は可燃性ガス等の爆発危険性に関する研究、客員研究員の研究室として使用している。しかしながら、老朽化が進んでいるので、平成21年度に解体し、労働災害発生原因究明のための「施工シミュレーション施設」として改修する予定である。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	6	施設名	安全衛生機器センター2	用途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 国立研究所の時には、防爆機器（ガス等の爆発危険のある環境で使用する。）の検定業務に使用していたが、独法後は防爆機器（ガス等の爆発危険のある環境で使用する。）の検定業務は中止したため、現在は臨時に配管等爆発実験施設として使用している。しかしながら、老朽化が進んでいるため、平成21年度に解体し、労働災害発生原因究明のための「施工シミュレーション施設」として改修する予定である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	7	施設名	粉塵帯電実験室	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 粉塵爆発の着火源となる静電気放電の発生機構及び対策技術に関する実験を行うための資産であるため、自らの所有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	8	施設名	遮音実験室	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 試験用移動式クレーンを対象とした転倒性能あるいは荷重一応力の履歴記録等の屋外実験の実験準備室として、ひずみゲージその他のセンサー取り付けなど実験準備に利用している資産であるため、自らの所有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	9	施設名	附属施設	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 改装した遮音実験室を、試験用移動式クレーンを対象とした実験準備室として使用しているが、この附属施設も実験準備室として使用（遮音実験室に隣接しているため）している資産であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	10	施設名	液体攪拌帯電実験室	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 可燃性液体を容器内で攪拌したとき及び配管中を高速で流動させたときに発生する静電気現象の解明及び対策技術に関する実験を行うための資産であるため、自らの所有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	11	施設名	機械システム実験棟	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 機械・設備に起因する労働災害を防止することを目的とした実験を行うための資産であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	12	施設名	電気室	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 清瀬地区では大電力を使用する大型実験設備が多く稼働しており、電力を効率的に供給できるよう、高電圧で各実験棟の電気室に送電し、低電圧に下げて電力を使用している。本施設は(比較的小電力設備が多い)化学安全実験棟、機械システム安全実験棟に電力を供給するための装置を有する資産であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	13	施設名	化学実験棟	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 労働現場において化学物質に起因する各種災害の防止を目的とした実験を行うための資産であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	14	施設名	危険物倉庫	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 労働現場において災害に起因することが予想される危険化学物質を保管（法律に抵触しない分量）することを目的とした資産であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	15	施設名	建設安全実験棟	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 建設工事で発生する労働災害を防止することを目的とした実験を行うための資産であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	16	施設名	電気安全実験棟	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 電気エネルギーに起因して発生する労働災害の防止、電気・電子・情報技術の産業安全への応用等を目的とした実験を行うための資産であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	17	施設名	環境安全実験棟	用途	9 (車庫)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 労働現場における人間工学的安全確保、作業環境の安全化確保を目的とした実験を行うための資産であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	18	施設名	放電着火実験室	用途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 可燃性物質(粉塵、ガス・蒸気)の放電スパークによる着火エネルギー及び爆発特性に関する実験を行うための資産であるため、自らの所有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	19	施設名	総合研究棟	用 途	1(総務)9(調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 産業安全に関する広範な分野の研究を対象にした研究管理を行うための資産であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	20	施設名	材料・新技術実験棟	用 途	9(調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 金属疲労による部材等の破断現象解明及び新材料の開発・評価法、並びに、物質の無害化、新規化学物質の安全性評価及び放電化学処理技術の開発に関する実験を行うための資産であるため、自らの所有が必要である。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	21	施設名	守衛室	用 途	9 (庁舎維持管理)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 労働安全衛生総合研究所(清瀬地区)を警護するための守衛が常駐するための資産であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	22	施設名	共同研究実験棟	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 産官学による広範囲な分野の研究者が共同実験を行うための資産であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	23	施設名	産業医学総合研究所(土地)	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法に掲げられた、「労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として、事業場における労働災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の実施に使用している土地であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	24	施設名	管理棟	用 途	1 (総務)・9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 労働者の安全および健康の確保に資することを目的として、事業場における労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究の管理を行うための必要不可欠な建物であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	25	施設名	研究本館	用途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 労働者の安全および健康の確保に資することを目的として、事業場における労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うのに必要不可欠な建物であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	26	施設名	生物化学実験棟	用途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 労働者の安全および健康の確保に資することを目的として、産業有害因子(特に化学物質曝露)による人体影響およびその発生機序の研究、曝露量—反応関係の検討や許容濃度の設定にあたっては、動物実験が必要かつ唯一の手段である場合がある。動物の愛護や管理に関する法律や指針に則って動物の飼育や動物実験を行うのに生物化学実験棟が必要不可欠の施設であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	27	施設名	音響実験棟	用途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 労働者の安全および健康の確保に資することを目的として、事業場における職業性騒音曝露による難聴および職業性振動曝露による振動障害の病因の物理的要因の解明、予防に係る事項に関する総合的な調査及び実験研究を行うのに必要不可欠な建物であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	28	施設名	工学実験棟	用途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 労働現場における作業環境改善の最重要手段である工場換気に関する研究を行う上で必要不可欠な実験施設であるとともに、現在、当該研究の遂行が可能な国内唯一の施設でもあるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	29	施設名	体育用具庫	用 途	9(福利厚生施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 研究所の職員の福利厚生には必要不可欠なものであるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	30	施設名	車庫	用 途	9(車庫)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 研究所で使用している自動車(疾病調査用)等の簡易な整備および保管に使用している土地及び施設であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	31	施設名	渡廊下A	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
管理棟と研究棟を外に出ることなく結ぶ廊下であり、警備上からも必要であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	32	施設名	渡廊下B	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
研究棟と生物化学実験棟を外に出ることなく結ぶ廊下であり、警備上からも必要であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	33	施設名	渡廊下C	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期 :					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
研究棟と音響実験棟を外に出ることなく結ぶ廊下であり、警備上からも必要であるため、自らの保有が必要である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	34	施設名	流動研究員棟	用 途	9 (調査研究用施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期 :					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
客員研究員、共同研究員等、産官学による広範囲な分野の研究者が宿泊を伴う共同実験を行うための資産であるため、自らの保有が必要である。					

実 物 資 産 の 処 分 に 係 る 具 体 的 措 置 (そ の ④)

法人名	独) 労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省
No	35	施設名	コンプレッサー上屋	用 途	9 (調査研究用施設)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
☐ 売却する場合、売却予定時期 :					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由					
音響実験棟で使用する実験機器の附属施設であるため、自らの保有が必要である。					

独立行政法人の整理合理化案様式

4.研究開発型

〈単位:千円〉

法人名		労働安全衛生総合研究所		府省名		厚生労働省	
事務・事業（研究開発課題名）の名称		労働安全衛生に関する調査研究					
事務・事業（研究開発課題）の内容		労働者の安全および健康の確保に資することを目的として、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行う。 また、厚生労働大臣の求めに応じて労働安全衛生法第96条の2に規定する労働災害の原因の調査及び立入検査を行う。					
国からの財政支出額		2,771,324千円		支出予算額（一般勘定）		822,261千円	
対19年度当初予算増減額		△138,400千円		対19年度当初予算増減額		2,275千円	
				支出予算額（労働福祉事業勘定）		1,949,777千円	
				対19年度当初予算増減額		△140,675千円	
				支出予算額（合計）		2,772,038千円	
				対19年度当初予算増減額		△138,400千円	
重要度の低い研究開発事業の検討（①）	国の研究の大枠との関係	長期戦略指針「イノベーション25」	研究所の研究内容はイノベーション25に掲げられている以下の分野に関係しており、重要度は高い。 【ライフサイエンス分野】 ・がん、免疫・アレルギー疾患、生活習慣病、骨関節疾患、腎疾患、脾臓疾患等の予防・診断・治療の研究開発 ・精神・神経疾患、感覚器障害、認知症、難病等の原因解明と治療の研究開発 【情報通信分野】 ・人の能力を補い生活を支援するユビキタスネットワーク利用技術 ・人間とロボットのインタラクション技術（人間・ロボット界面の科学技術） 【環境分野】 ・新規の物質への対応と国際貢献により世界を先導する化学物質のリスク評価管理技術 【ナノテクノロジー・材料分野】 ・ナノテクノロジーの社会受容のための研究開発 【社会基盤分野】 ・効果早期発現減災技術 ・社会科学融合減災技術 ・災害現場救援力増強技術 ・交通・輸送予防安全新技術 【ものづくり技術分野】 ・人口減少社会に適応する、ロボット等を使ったものづくりの革新				
		第3期科学技術基本計画	第三期科学技術基本計画の戦略重点課題である安全・安心への社会・国民ニーズを労働環境において実現するための調査研究を担っている。				
		その他の方針	国が定める労働災害防止計画に基づく各種対策を推進する上で必要となる科学的・技術的知見を提供しており、国の重要施策と緊密に連携が図られている。				
	重要度の低い研究開発事業の廃止の検討	労働者の安全及び健康を守るための事業であり、重要度は極めて高いので、廃止しない。					
	他の機関との比較などを通じた成果の検証	同種の事務・事業を実施している他の機関はない。					
と代替の検討（②）	他の機関において代替可能であったり、成果が十分でない研究開発事業の廃止・縮小の検討	同種の事務・事業を実施している他の機関はなく、先進諸国においても我が国より大規模な公的主体で同種の事務・事業を実施している。また、当該事務・事業によって得られた成果は国の政策、法令、基準等に着実に反映されており、その結果労働災害や職業性疾病の減少が図られているなど、十分な成果をあげていることから、廃止・縮小は行わない。					
	マネジメントの充実（③）	現状	研究については、内部評価を行うとともに、外部の専門家による事前・中間・事後の評価を行い、その結果に基づいて研究計画の見直しや研究予算配分への反映を行っている。				
		見直し案	安全及び衛生両研究領域からの情報収集を一体化させると共に、研究評価も両視点から一元的に行い、安全・衛生両分野の融合によるシナジー効果を一層拡大する方向で見直す。 各研究について、内部評価会議、外部評価会議（事前、中間、事後）等の評価を踏まえ、民間機関や他の公的機関との研究内容の重複排除、研究内容の重点化、次年度の研究費を配分する等の効率的な研究マネジメントを行う。				

見直し(4)	随意契約の	見直し方針	随意契約の基準については、国の基準に準拠しているところであるが、今後随意契約見直し計画を策定し、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図っていく。			
	事業効果の対外的説明を通じて事業の透明性(5)	現状	報告書、英文学術誌の発行、論文の投稿、ホームページなどで所外へ情報発信を行っている。また、一般公開、講演会等を通じて研究成果を積極的に説明している。			
自己収入の増収(6)	自己収入の内容	見直し案	和文学術雑誌を創刊し、学術論文ばかりではなく解説記事、研究所ニュース等も掲載できるようにする。また、講演会等についても安全と衛生を融合した内容への充実を図る。以上の活動成果の全内容をホームページに迅速に公開する。			
		自己収入の内容				
		共同研究資金	財源(金額)	37,692,885円	概要	民間及び国から依頼のあった研究
		利用料	財源(金額)	552,056円	概要	施設貸与及び機器貸与
		寄附金	財源(金額)		概要	
		知的財産権	財源(金額)	373,137円	概要	特許実施料及び著作権料
		技術指導料	財源(金額)		概要	
		その他	財源(金額)	8,692,472円	概要	講師謝金等
		計	財源(金額)	47,310,550円		
		見直し案	受託研究等の自己収入の充実を図る。また、研究所が保有している知的財産・貸与施設設備の広報をさらに積極的に行う。			
に係る補助・取引等の資金の流れ(7)	一体とした情報公開(7)	現状	国に準じて財務諸表、随意契約の基準等をホームページで公開するとともに、一定金額を超える随意契約については理由等詳細を公開している。			
		見直し案	特になし			
無駄な取引の排除や経費削減(7)		現状				
		見直し案				